

令和 8 年 2 月 16 日  
文教・福祉常任委員会資料  
福祉こども部障害福祉課

## 精神通院医療における自己負担上限額の認定誤りについて

京都府からの権限移譲事務として宇治市が行う、精神通院医療に係る支給認定の申請の受理及び事実についての審査等の事務におきまして、一部の受給者に対し、誤った自己負担上限額が記載された自立支援医療受給者証（精神通院）を交付していたことが判明いたしました。

すでに対象者に連絡するとともに、謝罪文の送付と受給者証の再交付を行いました。深くお詫び申し上げます。

### 1 内容

自立支援医療費（精神通院医療）では、所得に応じて 1 か月当たりの利用者負担の上限額を設定しており、そのうち市民税非課税世帯については、令和 7 年 7 月から所得階層区分が見直され、年収 80.9 万円以下を基準として用いることとされたが、宇治市では令和 7 年 7 月以降も従来の年収 80.0 万円以下を基準として判定していたため、年収 80.0 万円を超える 80.9 万円以下の方に対し、本来（1,250 円）よりも高い自己負担上限額 2,500 円が記載された受給者証を交付していたもの。

	所得階層区分（抜粋）		利用者月額上限（一般）
正	市町村民税	下記以外	2,500 円
	非課税世帯	本人の収入が年間 <u>80.9 万円</u> 以下	1,250 円
誤	市町村民税	下記以外	2,500 円
	非課税世帯	本人の収入が年間 <u>80.0 万円</u> 以下	1,250 円

### 2 対象人数

誤った受給者証を交付した人数	79 人
うち、市町村国保加入者	：自己負担なし
うち、その他の医療保険加入者	：自己負担あり

- 京都府は、宇治市からの進達に基づき、136 人に対して本来の所得区分より高い所得区分と認定。うち 57 人は、事前の差替が間に合い、誤った受給者証の交付に至らなかった。
- 79 人のうち、25 人について過少給付あり（過少給付額 96,438 円、11 月分まで）。
- 12 月分の過誤金額については、京都府において今後確定される予定。

### 3 経過

- ・12月3日 精神通院医療に係る支給認定の申請受理及び事実についての審査等の事務において、所得区分等の再確認を行う中で発覚
- ・12月4日 京都府へ電話にて第一報を報告
- ・12月16日 今後の対応等について京都府と協議  
以降、医療機関等や受給者への対応方法の協議や詳細確認等を行う
- ・2月2日 訂正した受給者証を送付（79人）  
医療機関（89機関）へ返金・精算及びレセプト修正等の対応について依頼  
返金等が生じる受給者（9人）へ電話連絡開始
- ・2月5日 公表
- ・2月6日 返金等が生じる全ての受給者へ電話連絡が完了

### 4 対応

医療機関における過誤調整のため、受給者本人から医療機関に申し出ていただくことが必要。申し出を受けた医療機関は、過誤調整を行い、自己負担のあった受給者に対しては返金又は清算等を行う。

宇治市は、2月2日に、該当受給者全員に訂正した受給者証を送付する際、手続き等についての説明資料を送付するとともに、返金等が生じる受給者に対しては個別に電話連絡を行った（2月6日には全員への連絡が完了）。また、医療機関に対しては、過誤調整と返金等の対応について協力要請の依頼文書を送付した。

今後とも、受給者からの問い合わせに丁寧に対応するとともに、医療機関とも十分に連携しながら、返金等が円滑に行われるよう取り組んでいく。

### 5 再発防止策

今後このような事態を二度と発生させないためにも、国からの通知文書等については複数人で確認し、通知内容について業務へ適切に反映できているかなどの観点で事務全体をチェックするなど、遺漏がないよう徹底を図ること、また、改めて業務の再点検と問題点の整理を速やかに行うなど、適正な事務執行に努める。